

カジノ法案に反対する声明 (案)

日本維新の会の橋下徹共同代表は、本年1月26日、カジノを含む統合型リゾートを大阪などに誘致するため、カジノを合法化する法案を通常国会に提出する考えを明らかにし、同時に大阪府・市も夢洲(ゆめしま)などにカジノを含むリゾート施設の誘致を検討し、13年度予算案に調査費を計上する方針であることが報じられました。

私たち大阪クレジット・サラ金被害者の会(いちょうの会)は、こうしたカジノ誘致への動きを容認することはできません。ただちに中止することを求めます。

1 そもそもカジノは刑法犯罪(賭博)

ルーレットやスロットマシンを備えた賭博ゲーム施設であるカジノは、それが国民の健全な経済生活観念を害することになるがため、我が国では刑法第185条(賭博)および186条(常習賭博、賭博場開帳)によって禁止されているものです。

にもかかわらず、法律改正までして、このような施設を誘致することは許されるものではありません。

2 カジノは、国民をギャンブル漬け、借金漬けにし、社会を崩壊させます

カジノが誘致されることになれば、おのずとその害悪も発生します。

当会がこれまで多重債務者の救済に取り組んできた中でも、ギャンブル依存を伴う救済は問題の根が深くかつ深刻な事案が大半を占めています。

ギャンブル依存症になったばかりに、サラ金に返済のあてのない多額の借金をしたり、性風俗産業で働くようになった人、負けたお金を取り戻すために犯罪に手を染めたり、「炎天下のパチンコ屋の駐車場で、車内に残された乳幼児が死亡した」といった事件、パチンコ店に出入りするヤミ金業者の存在など、ギャンブルの悪影響は現実の問題として我が国社会を蝕み、その社会的害悪は、枚挙にいとまがありません。

こうした個々の事例だけを見て単に本人の責任の問題だと片付けるだけでは根本的解決にはなりません。「ギャンブル依存」は病気であり、本人のみならず周囲にも多大な迷惑をかけ、経済的困窮、本人の信用失墜、家庭崩壊など、社会の崩壊へとつながります。ギャンブルの存在はこうした病気や社会的被害を作り出しているともいえます。

このような被害を少しでも減らすために、ギャンブルに対して、今より以上の厳しい規制と取り締まりを行うことが求められるべきです。にもかかわらず、今回のような動きが見られるのは、誠に遺憾で、私たちはこのような動きを到底容認することはできません。

3 カジノで景気浮揚にはなりません

カジノ誘致については、観光資源や雇用機会の創出、新たな財源確保に期待が出来るなどの賛同意見もあります。しかしカジノ誘致は、上記に述べたように、経済効果より経済の悪化を招く危険性が遥かに大きくかつ深刻です。

賭博は、働く意欲を低下させ、一部の勝者は別にして多数の敗者の経済生活を破壊に導き、貧困と多重債務者を増加させます。そして、犯罪を増加させ、治安悪化へと繋がります。また、環境公害(景観阻害、騒音被害など)、青少年への悪影響など、より一層の社会的コストがかさむことになるでしょう。結局のところ、カジノで景気が浮揚され国民生活が向上することなどあり得ず、反対に貧困や多重債務者や犯罪が増産され、経済と国民生活を蝕む結果となります。

4 いま、国、大阪府・市が取り組むべきは、多重債務者の救済と貧困問題の解決です

いまだ経済不況から脱却の方向が見えず、経済向上の兆しが見えないなかで、政治の状況は、消費税増税や、生活保護基準の大幅な引き下げなど国民生活の相次ぐ切り捨てだけが先行しています。

いま、国や大阪府・市が取り組むべき施策は、このようなギャンブル法案を許すような方向ではなく、逆に、社会を蝕むギャンブルを厳しく取り締まり、社会保障を充実させて貧困と格差問題を解消するための施策を行うことであると私たちは考えます。

私たちは、国民と地域経済をより一層悪化させ、深刻な社会的害悪をより一層拡大することになるような、ギャンブル(カジノ)法案には断固反対を表明致します。

以 上

2013年2月9日

大阪クレジット・サラ金被害者の会
(いちょうの会) 定時総会

日本維新の会 御中
大阪府知事 松 井 一 郎 殿
大阪市長 橋 下 徹 殿